

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和5年7月10日（月）午前9時30分～午前10時 0分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

| 農業委員 9名 | | | 農地利用最適化推進委員 7名 | | |
|---------|--------|---|----------------|-------|---|
| 1番 | 岸野 敏夫 | 出 | 矢掛地区推進委員 | 阿部 泰博 | 出 |
| 2番 | 石井 博 | 出 | 美川地区推進委員 | 守屋 弘旨 | 出 |
| 3番 | 妹尾 吉高 | 出 | 三谷地区推進委員 | 田邊 穂積 | 出 |
| 4番 | 竹内 義男 | 出 | 山田地区推進委員 | 門野 竹志 | 出 |
| 5番 | 三好 伸夫 | 出 | 川面地区推進委員 | 池田 信夫 | 出 |
| 6番 | 坪井 幹子 | 出 | 中川地区推進委員 | 奥村 明美 | 出 |
| 7番 | 山部 智裕 | 出 | 小田地区推進委員 | 妹尾 行恭 | 出 |
| 8番 | 池田 喬 | 出 | | | |
| 9番 | 高月 周次郎 | 出 | | | |

4. 議案日程

- (1) 議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第21号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第22号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について
- (4) 議案第23号 農用地利用集積計画書（No.181）（案）の決定に対する意見について（所有権移転に関するもの）
- (5) 議案第24号 農用地利用集積計画書（No.182）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）

| | |
|------------|---|
| 議長 | <p>それでは、ただ今から令和5年度第4回農業委員会総会を開催します。</p> |
| 議長 | <p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、7番山部委員と、8番池田委員を指名します。</p> <p>議事に入る前に、報告事項があります。2月28日の総会議案第51号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」の事案番号19番について、「許可意見として岡山県農業会議に諮問し、岡山県農業会議から許可を相当とする答申があった場合には岡山県へ意見書を提出する」ことを議決していました。岡山県農業会議から、3月28日付けで「許可を相当とする」答申があり、岡山県から、6月2日付けで許可通知がありました。また、5月31日の総会議案第17号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」の事案番号6番から8番について、「許可意見として岡山県農業会議に諮問し、岡山県農業会議から許可を相当とする答申があった場合には許可処分を行う」ことを議決していました。岡山県農業会議から、6月28日付けで「許可を相当とする」答申があり、同日付けで許可処分を行いましたので、報告します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第20号から議案第24号の5議案です。</p> |
| 議長 事務局 | <p>議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件議題とします。事務局から説明します。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上5件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div> |
| 議長 1番委員 | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号11番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p> <p>譲受人は1年前に宅地、農地等を取得し、矢掛町へ移住して来られました。その際、所有権移転が1筆できていなかったため、今回申請されます。問題ないと思います。</p> |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、許可と決定します。 |
| 議 長 | 事案番号 <u>12</u> 番につきましては、池田喬委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで池田喬委員の退席をお願いします。 (午前 9時 41分 池田喬委員 退席) 事案番号 <u>12</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。 |
| 4 番 委 員 | 以前から譲受人が耕作していた農地で、今回、所有権を移転されます。問題ないと思います。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>12</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号 <u>12</u> 番につきましては、許可と決定します。 (午前 9時 43分 池田委員 復席) |
| 議 長 | 事案番号 <u>13</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。 |
| 8 番 委 員 | 現地を確認しました。様々な野菜が植えてあり、家庭菜園にされます。問題ないと思います。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>13</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号 <u>13</u> 番につきましては、許可と決定します。 |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | 事案番号 <u>14</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。 |
| 2 番委員 | 譲渡人は山口県に在住で、矢掛町には帰って来ないそうです。親戚関係にある譲受人に所有権を移転されます。問題ないと思います。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>14</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号 <u>14</u> 番につきましては、許可と決定します。 |
| 議 長 | 事案番号 <u>15</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。 |
| 3 番委員 | 譲渡人が井原市に在住で、高齢でもあり、耕作出来ないとのこと。申請地の近所に住んでいる譲受人に譲渡されます。問題ないと思います。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>15</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号 <u>15</u> 番につきましては、許可と決定します。 |
| 議 長 | 議案第 <u>21</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u> 件議題とします。事務局から説明します。 |
| 事 務 局 | (議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>事案番号10番, 11番は, 申請農地から500m以内に2以上の教育施設, 医療施設, 公共施設が存在するため, 第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div> |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>10</u> 番, <u>11</u> 番につきましては, 関連するため, 一括審議します。 地元農業委員の意見をお願いします。 |

| | |
|-------|---|
| 8 番委員 | 現地確認を行いました。周囲は水田で、民家は100m近く離れている場所になります。被害防除計画書のとおり、問題ないと思います。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>10</u> 番, <u>11</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号 <u>10</u> 番, <u>11</u> 番につきましては、許可と決定します。 |
| 議 長 | 議案第 <u>22</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。 |
| 事 務 局 | (議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: red;">事案番号3番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p style="color: red;">総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div> |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。 |
| 3 番委員 | 現地確認を行いました。使用貸借期間の延長ということで、問題ないと思います。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定します。 |
| 議 長 | 議案第 <u>23</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 181) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するものを <u>2</u> 件議題とします。事務局から説明します。 |
| 事 務 局 | 本計画は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、農地中間管理事業の一 |

| | |
|---------|---|
| | <p>環として行っている特例事業として農地の売買を行うものです。</p> <p>具体的には、対象地が農振農用地であり、購入者が認定農業者や「人・農地プラン」の中心経営体である等の条件を満たしている売買において、農業経営基盤強化促進法第7条第1号に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から農地を買受け、購入者に売渡すものです。所有者及び購入者のメリットとして、税の特別控除が受けられる点や登記手続きを公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団及び矢掛町が代行する点があります。</p> <p>本計画は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から農地を買受けるものです。では、個別の事案を説明します。（事案説明）</p> <p>なお、農地の購入予定者は、認定農業者である農事組合法人矢掛スマートアグリであり、次回の農業委員会総会において議案となる予定であります。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>矢掛町農用地利用集積計画書（No. 181）（案）につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。</p> |
| 1 番 委 員 | <p>農地中間管理機構を利用しての売買です。所有者が土地を処分したいとのことで、今まで農地中間管理機構経由で耕作されていた購入予定者に所有権を移転されます。問題ないと思います。</p> |
| 議 長 | <p>地元農業委員から意見がありましたが、矢掛町農用地利用集積計画書（No. 181）（案）につきまして、他に意見はありませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>（異議なし）</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、議案第23号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 181）（案）の決定に対する意見について、「異議なし」と決定します。</p> |
| 議 長 | <p>議案第 <u>24</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 182）（案）の決定に対する意見について、事務局から説明します。</p> |
| 事 務 局 | <p>議案第24号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> |

| | |
|--------------|---|
| | (計画の内容について説明) |
| 議長 | 議案第24号につきまして、意見等をお願いします。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 議長 | 異議がありませんので、議案第24号について、「異議なし」と決定します。 |
| 議長 | 次に、 4.各種報告 について確認します。 |
| 議長 | (1) 農地改良届 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。 |
| 美川地区 推進委員 | 事案番号1番について、確認しました。細長い田で機械が入らないため、改良されました。問題ないと思います。 |
| 議長 | (2) 農地法第18条の規定による合意解約通知 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。 |
| 矢掛地区 推進委員 | 事案番号1番について、確認しました。問題ありません。 |
| 山田地区 推進委員 | 事案番号2番、3番について、確認しました。問題ありません。 |
| 川面地区 推進委員 | 事案番号4番について、確認しました。問題ありません。 |
| 議長 | (3) 農地転用の工事完了報告 について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。 |
| 7番委員 | 三谷地区について、確認しました。問題ありません。 |
| 8番委員 | 川面地区について、確認しました。問題ありません。 |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | 以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。 |
|-----|--|